

自動制御

評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

1. 評価の対象は自動制御システム一式であり、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（以下標準仕様書という。）の自動制御設備工事の当該事項による。
2. 品質・性能等
 - （1）国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「建築設備設計基準」に示されている自動制御システムが納入できることを確認している。
 - （2）各自動制御方式（電気式、電子式、デジタル式）及び中央監視制御装置について、自動制御システムとしての構築能力があり、そのための設計・積算・現場施工の体制の整備、及びアフターサービス体制が整備されていることを確認している。
 - （3）制御プログラム^{※1}の設計・製造・検証及び自動制御システムの検証管理を自社であることを確認している。
 - （4）自動制御機器、中央監視制御装置のソフトウェアの設計・製造・検証を自社か、親会社又は子会社であることを確認している。
なお、親会社及び子会社とは会社法における親会社及び子会社をいう。
 - （5）自動制御機器、自動制御盤、中央監視制御装置を製造委託している場合は、製造過程での品質管理体制が整っていることを確認している。
 - （6）自動制御機器、自動制御盤及び中央監視制御装置の生産実績は、自動制御システムの施工実績が伴っていることを確認している。
 - （7）機材の性能について、実施要領に規定する試験機関又は評価委員会が認める製造所で規定の試験を行い、その結果を確認している。
 - （8）機材が標準仕様書の当該事項に規定するものであることを確認している。

※1「制御プログラム」とは、施工案件毎に作成・設定される制御アプリケーション（データベース・パラメータ設定等を含む）をいう。